

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年7月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇〇年度以前の電子データ（〇〇産業廃棄物不法投棄に係る裁判記録の電子データ）県土整備部阿南」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年8月8日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書（電子データ）を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年8月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県はあるべき書類H〇〇年度の成果書に添付しているデータを確認した中で無いとウソぶいているが課長は隠す権利があるとイナ折っているので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対しての説明はおおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の理由

本件請求において、審査請求人が公開を求めている文書である「H〇〇年度以前の電子データ（〇〇産業廃棄物不法投棄に係る裁判記録の電子データ）（以下「本件公文書」という。）」に対し、実施機関は平成〇〇年度の裁判である〇〇事件と特定した。この裁判は原告が被告である徳島県に対し、原告が被告の管理する〇〇につき占有許可を得ていると主張して、被告が同〇〇に設置した〇〇及び〇〇を撤去することを求めた内容である。

裁判の書類としての公文書については、裁判の当事者であったため、裁判でのやり取りの文書や提出文書はあるが、紙文書であるため本件公文書である電子データはない。

また、電子データを作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である。

以上により、実施機関は条例第12条第3項の規定により請求を拒否することを決定したものである。

(2) 審査請求人の主張に対して

審査請求人はH〇〇年度の成果書に添付しているデータがないことに対して出せと主張しているが、該当するデータは存在しない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年6月27日	諮問
令和6年12月19日 第2部会（第18回）	審議
令和7年1月27日 第2部会（第19回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

審査請求人は、実施機関の決定に対して、平成〇〇年度の成果書に添付しているデータを確認した中でないのはおかしいと主張している。

これに対し、実施機関は、弁明書にて本件公文書を平成〇〇年度の裁判である〇〇

事件に関する裁判記録と特定した上で、電子データについては保有していないと主張している。

この実施機関の弁明に対して、審査請求人から特段に反論書の提出がなされていないことから、本件公文書の特定に争いはないと判断できるため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、本件公文書は裁判でのやり取りの文書や提出文書はあるが、紙文書であるため本件公文書である電子データはないとのことである。

審査請求人が主張する「あるべき書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、本件公文書の存在を認めることはできない。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	